

地域医療支援病院の名称承認について

資料

## 地域医療支援病院制度の概要

### 1 趣旨

地域医療支援病院の制度は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、知事が地域医療支援病院の名称を承認するものであり、平成9年の医療法改正（平成10年4月1日施行）で制度化されたものである。

### 2 開設できる者

国（独立行政法人国立病院機構を含む）、都道府県、市町村、社会医療法人、公的医療機関開設者、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、又はエイズ治療拠点病院及び地域がん診療拠点病院としての機能を有し、地域における医療の確保のために必要な支援について相当の実績を有する病院の開設者

### 3 承認要件

(1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されており、次のいずれかの場合に該当していること。

ア 紹介率が80%以上であること。

イ 紹介率が65%以上で、かつ、逆紹介率が40%以上であること。

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

$$\text{逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

※初診患者の数には、救急患者等の数は含めない。

(2) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

(3) 救急医療を提供する能力を有すること。

(4) 地域の医療従事者の資質向上を図るために研修を行わせる能力を有すること。

(5) 厚生労働省令で定める病床数（200床）以上の病床を有すること。

(6) 地域医療支援病院として、必要な次の施設を有し、必要な記録を備えること。  
集中治療室、検査施設（化学、細菌、病理）、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車、医薬品情報管理室

#### 4 医療審議会の意見

地域医療支援病院の名称承認を行うに当たっては、あらかじめ、県医療審議会の意見を聽かなければならぬ。

#### 5 承認状況

全国的には、平成27年3月末日現在で482病院が承認されている。本県では、これまで次の13病院を承認している。

	病院名	所在地	承認年月日
1	埼玉県立小児医療センター	さいたま市	平成10年10月 1日
2	東松山医師会病院	東松山市	平成14年 2月18日
3	北里大学メディカルセンター	北本市	平成15年 7月29日
4	社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院	狭山市	平成16年 7月28日
5	社会医療法人壮幸会 行田総合病院	行田市	平成16年11月 5日
6	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	久喜市	平成19年 8月17日
7	深谷赤十字病院	深谷市	平成19年 8月17日
8	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市	平成19年11月 2日
9	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市	平成20年 8月29日
10	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市	平成21年 1月30日
11	さいたま市民医療センター	さいたま市	平成22年 9月 1日
12	さいたま赤十字病院	さいたま市	平成23年 8月29日
13	独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	所沢市	平成24年 7月31日

## 地域医療支援病院名称承認申請の概要（上尾中央総合病院）

### 1 医療機関

- (1) 名 称 医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院  
 (2) 開設者 医療法人社団愛友会 理事長 中村 康彦  
 (3) 所在地 埼玉県上尾市相座1-10-10 (県央保健医療圏)  
 (4) 病床数 724床 (一般病床724床)  
 (5) 診療科目 内科、神経内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、皮膚科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科口腔外科、麻酔科、腎臓内科、腫瘍内科

### 2 承認要件への該当状況

#### (1) 開設主体

具体的な承認要件	該当状況	適否
開設主体は、国、都道府県、市町村、社会医療法人、公的医療機関開設者、医療法人、学校法人、社会福祉法人等であること。	開設主体は医療法人である。 ○	○

(2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていること。

具体的な承認要件	該当状況	適否
次のいずれかの場合に該当していること。 ①紹介率が80%以上であること。 ②紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること。 ③紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること。	平成26年度実績 紹介率：65.3% 逆紹介率：54.1% ○ ②に該当している。 ○	○

(3) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

具体的な承認要件	該当状況	適否
医療機関の登録制度（利用医師等登録制度）を設けていること。	登録制度：有り 登録医療機関数：130施設 ○	○

当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が、現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。	平成26年度共同利用実績(延べ数) : 816施設 (うち直接関係のない医療機関:718施設)
共同利用のための病床として、必要病床数が確保されていること。	共同利用可能病床 : 26床 ○

(4) 救急医療を提供する能力を有すること。

具体的な承認要件	該当状況	適否
通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されていること。	医療従事者の確保状況 医師50名、看護師34名ほか ○	○
重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。	優先的に使用できる病床 : 16床 専用病床 : 22床 ○	○
入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。	設置施設 救急初療室、集中治療室、手術室、放射線室、検査室等 ○ ※全て24時間使用可能 ○	○
地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数が1,000以上であること。	平成26年度患者搬送実績 : 8,978人 ○	○

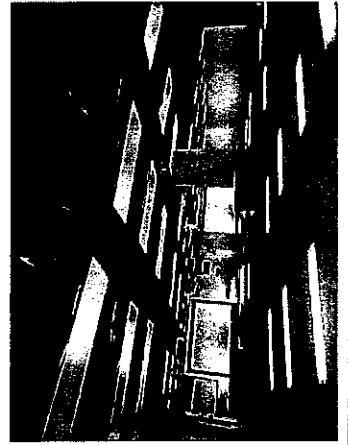
(5) 地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修を行わせる能力を有すること。

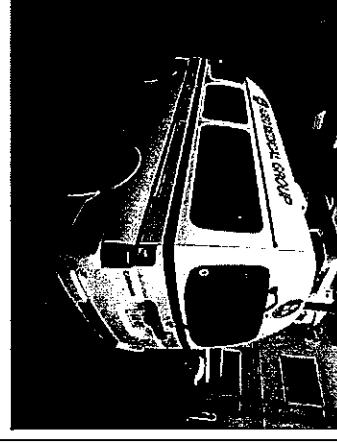
具体的な承認要件	該当状況	適否
病院内の研修全体についての教育責任者及び研修委員会を設置するとともに、地域の医療従事者も対象にした研修を主催していること。	教育責任者及び研修委員会 : あり 平成26年度地域医療従事者向け研修実績 : 16回 ○	○
研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。	研修用会議室等4室 ※全てマイク、プロジェクター、スクリーン等設置 ○	○

(6) 厚生労働省令で定める病床数以上の病床を有すること。

具体的な承認要件	該当状況	適否
200床以上の病床を有していること。	病床数 : 一般病床 724床 ○	○

(7) 地域医療支援病院として必要な施設を有し、必要な記録を備えること。

必要施設等	該当状況	適否
集中治療室	 ○	○
化学、細菌 及び病理の 検査施設	 ○	○
病理解剖室	 ○	○
研究室	 ○	○
床面積 (209.34 m <sup>2</sup> )		
床面積 (987.44 m <sup>2</sup> )、病床数 (22床)		
床面積 (541.82 m <sup>2</sup> )、病理検査室： 155.06 m <sup>2</sup>		

	講義室		<input checked="" type="radio"/>
図書室	床面積 (80.4 m <sup>2</sup> )		<input checked="" type="radio"/>
患者輸送用自動車	床面積 (94.0 m <sup>2</sup> )、蔵書 (4,500 冊程度)		<input checked="" type="radio"/>
緊急車両登録済み			<input checked="" type="radio"/>
医薬品情報管理室	専用室、床面積 (81.37 m <sup>2</sup> )		<input checked="" type="radio"/>
診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録	診療に関する諸記録は病院作成の「診療記録取扱規定」に基づき、各種分類して保管している。 病院の管理及び運営に関する諸記録は、各担当課において適切に保管している。		<input checked="" type="radio"/>

(8) その他（地域医療支援病院の管理者の行うべき事項）

必要事項	該当状況	適否
患者を紹介しようとする医師等に対して、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧させること。	病院作成の「診療記録開示に関する規定」に基づき、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を開覧できるようにしてある。	○
患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。	患者相談のための相談室を設置しており、患者相談を行う者として、医療ソーシャルワーカー 11名と看護師 2名を配置している。 平成26年度患者相談実績：24,044件	○
紹介外来制を原則とすること。	<p>①紹介状を持たない患者に対しては選定療養費（5,400円）を徴収しており、この旨の掲示とお知らせ文書を作成し、初診の窓口にて説明を行っている。</p> <p>②紹介患者の受診がスムーズに進むよう初診窓口を分割して紹介患者専用窓口を設置するとともに、専任の係員を配置している。</p> <p>③紹介患者を優先的に診療するため、診察予約枠を紹介予約とその他で分けている。また、当日の予約外紹介患者受診も優先的に診察が行えるよう努めている。</p>	○

## 医療法関係条文

### ○ 医療法

第4条 国、都道府県、市町村、第42条の2第1項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者（以下単に「医療従事者」という。）の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

二 救急医療を提供する能力を有すること。

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

四 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

五 第21条第1項第2号から第8号まで及び第10号から第12号まで並びに第22条第1号及び第4号から第9号までに規定する施設を有すること。

六 その施設の構造設備が第21条第1項及び第22条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

2 都道府県知事は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聽かなければならない。

3 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

第12条の2 地域医療支援病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

第16条の2 地域医療支援病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させること。

二 救急医療を提供すること。

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

四 第22条第2号及び第3号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

五 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第22条第2号又は第3号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。

六 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。

七 その他厚生労働省令で定める事項

2 地域医療支援病院の管理者は、居宅等における医療を提供する医療提供施設、介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護を行う同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者その他の居宅等における医療を提供する者（以下この項において「居宅等医療提供施設等」という。）における連携の緊密化のための支援、医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する居宅等医療提供施設等に関する情報の提供その他の居宅等医療提供施設等による居宅等における医療の提供の推進に関する必要な支援を行わなければならない。

第22条 地域医療支援病院は、前条第1項（第9号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならぬ。

- 一 集中治療室
- 二 診療に関する諸記録
- 三 病院の管理及び運営に関する諸記録
- 四 化学、細菌及び病理の検査施設
- 五 病理解剖室
- 六 研究室
- 七 講義室
- 八 図書室
- 九 その他厚生労働省令で定める施設

## ○ 医療法施行規則

第6条 法第4条第1項の規定により地域医療支援病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、病院所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 所在の場所

四 病床数

五 法第22条第1号及び第4号から第8号までに掲げる施設及び第22条に掲げる施設の構造設備

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 他の病院又は診療所から紹介された患者（以下「紹介患者」という。）に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類

二 当該病院において、共同利用（病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させることをいう。以下同じ。）のための体制が整備されていることを証する書類

三 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

四 地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修を行わせる能力を有することを証する書類

五 診療に関する諸記録の管理方法に関する書類

六 病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類

七 診療に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

八 病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

九 第九条の十九第一項に規定する委員会の委員の就任承諾書及び履歴書

第6条の2 法第4条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める数は200とする。ただし、都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めたときは、この限りでない。

第9条の2 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

二 共同利用の実績

三 救急医療の提供の実績

四 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

五 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

六 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

七 第9条の19第1項に規定する委員会の開催の実績

八 患者相談の実績

2 前項の報告書は、毎年10月5日までに都道府県知事に提出するものとする。

3 都道府県知事は、法第12条の2第2項の規定により、第一項の報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

第9条の16 地域医療支援病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第16条の2第1項

第1号から第6号に掲げる事項を行わなければならない。

一 次に掲げるところにより、共同利用を実施すること。

イ 共同利用の円滑な実施のための体制を確保すること。

- 口 共同利用に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者と協議の上、共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲をあらかじめ定めること。
- ハ 共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲その他の共同利用に関する情報を、当該地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者に対し提供すること。
- 二 共同利用のための専用の病床を常に確保すること。
- 二 次に掲げるとこりにより、救急医療を提供すること。
- イ 重症の救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。
- ロ 他の病院、診療所等からの救急患者を円滑に受け入れる体制を確保すること。
- 三 地域の医療従事者の資質の向上を図るために、これらの者に対する生涯教育その他の研修を行わせること。
- 四 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定め、諸記録を適切に分類して管理すること。
- 五 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいよう掲示すること。
- 六 次に掲げるとこりにより、紹介患者に対し、医療を提供すること。
- イ その管理する病院における医療の提供は、原則として紹介患者に対するものであること。
- ロ 必要な医療を提供した紹介患者に対し、その病状に応じて、当該紹介を行つた医療機関その他の適切な医療機関を紹介すること。
- 第9条の17 法第16条の2第1項第5号に規定する厚生労働省令で定める者は、地方公共団体及び当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする歯科医師とする。
- 第9条の18 法第16条の2第1項第5号に規定する厚生労働省令で定めるものは、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿とする。
- 第21条の5 法第22条第1号から第8号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。
- 一 集中治療室、化学、細胞及び病理の検査施設並びに病理解剖室は、当該病院に勤務しない学識経験者等をもつて主として構成される委員会を当該病院内に設置すること及び当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保することとする。
- 2 前項の規定により設置される委員会は、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるものとする。
- 第22条 法第22条第9号の規定による施設は、教通用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室（医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行うための室をいう。第二十二条の四において同じ。）とする。

# 地域医療支援病院位置図

平成27年11月1日  
保健医療部医療整備課



承認済の地域医療支援病院の状況（平成25年度実績）

医療圏	病院名	病床数	紹介率	逆紹介率	登録医療機関数	共同利用病床数	救急搬送受入実績	研修実績
南 部	済生会川口総合病院	403	90.8%	65.7%	429	5	3,689	46
南西部	国立病院機構埼玉病院	350	77.8%	118.6%	187	5	3,324	10
さいたま	埼玉県立小児医療センター	300	94.7%	30.7%	53	8	1,126	17
	さいたま市民医療センター	340	97.4%	103.5%	600	10	5,286	10
	さいたま赤十字病院	605	88.1%	73.1%	405	5	7,380	21
県 央	北里大学メディカルセンター	372	70.6%	40.7%	146	5	2,801	13
川越比企	東松山医師会病院	261	77.4%	40.1%	51	199	695	4
西 部	埼玉石心会病院	349	85.8%	93.4%	248	5	6,949	12
	国立病院機構西埼玉中央病院	325	67.3%	60.4%	124	5	1,249	1
利 根	行田総合病院	504	81.7%	43.4%	88	5	2,991	12
	済生会栗橋病院	329	69.3%	113.6%	123	5	2,571	78
北 部	深谷赤十字病院	506	65.0%	63.1%	411	10	3,183	19
	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	319	90.3%	63.1%	183	6	1,185	13

【参考】今回諮詢する病院の状況

県 央	上尾中央総合病院	724	65.3%	54.1%	130	26	8,978	16
-----	----------	-----	-------	-------	-----	----	-------	----

議事2

地域医療構想の策定に向けた  
各圏域の医療需要推計等について

資料

## 1 入院患者の流出入推計

資料1

- ・高度急性期から回復期にかけて幅広く東京都、群馬県など近隣都県に流出している。
- ・一方、慢性期については東京都を中心に流入している。
- ・県全体では現状で1,816人/日の流出超過となっている。

## 2 患者の流出入の現状（圏域別）

- ・川越比企と西部が流入超過。
- ・川越比企は主に県内から、西部は主に東京都から流入。
- ・他の圏域は流出超過、他の医療圏への流出割合が高い地域は南西部、県央など

## 3 医療需要推計（圏域別）

資料3

- ・2025年においても現在と同程度の流出入があることを前提に入院及び在宅医療患者数を推計
- ・県全体での総患者数は約1.5倍増。
- ・2013年と2025年との比較では全ての圏域で患者が増加。
- ・北部、秩父の慢性期の減要因は慢性期患者の一部を在宅に移行することが要因と推定。
- ・県南部で比較的増加率が高い傾向。
- ・流出入を見込まない場合の推計値は参考資料P18参照

## 4 主な疾患における医療需要推計

資料4

- ・疾患別データについては療養病床など一部のデータがカウントされていない。
- ・心筋梗塞、脳卒中など救急対応が求められる疾患への体制整備が急務。
- ・各圏域での傾向に大きな差異はない。

## 5 各二次医療圏における必要病床数の現状

資料5

- ・病床機能報告制度により各病院が病棟単位で高度急性期～慢性期の区分を報告しているが、定性的な基準により区分されているため現時点では必ずしも実態が正しく反映されていない。（参考資料P19参照）

- ・便宜的に一般病床・療養病床に区分して将来見込まれる病床の過不足を算出した。

病床の大幅な不足が見込まれる圏域

東部、川越比企

高度急性期～回復期の不足が見込まれる圏域

南部、県央、西部

慢性期の不足が見込まれる圏域

南西部、さいたま、利根

病床が充足されている圏域

秩父

## 6 各二次医療圏における在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、

在宅時医学総合管理料の届出医療機関数

資料6

- ・人口10万人当たりの施設数ではさいたま（15.92）と南西部（6.13）では約2.5倍の開きがある。

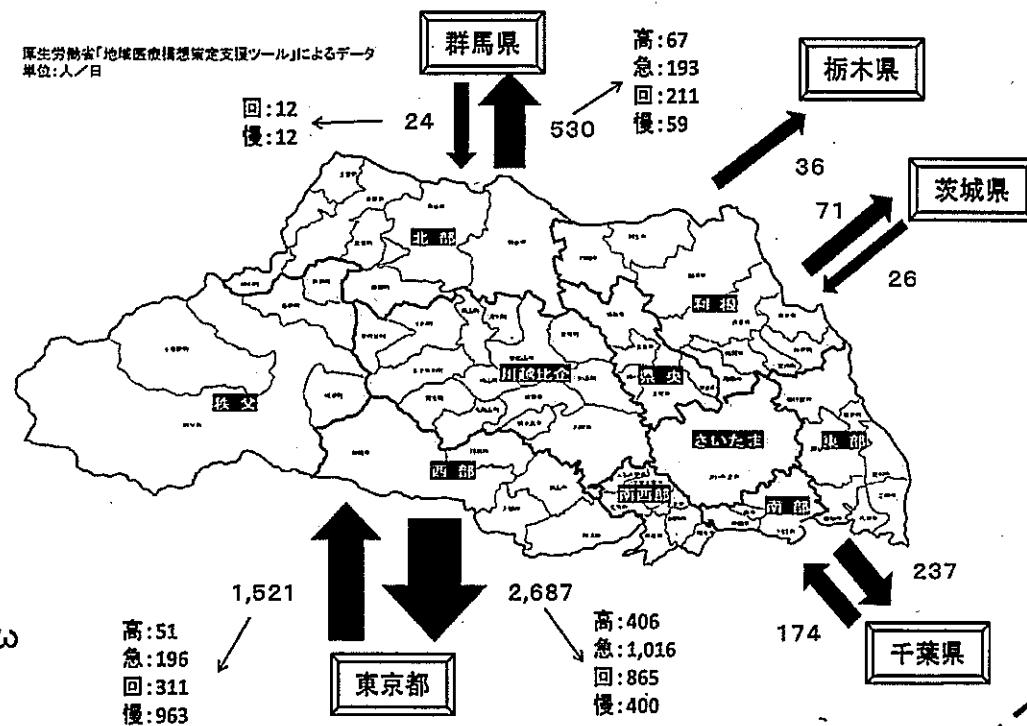
## 7 各圏域における検討の進め方

資料7

- ・各圏域に設置している「地域保健医療推進協議会」で検討を進める。
- ・幅広く意見を聴くため委員を追加。
- ・「病床の整備」、「医療機能分化・連携」、「在宅医療」などの主な論点を提示する。

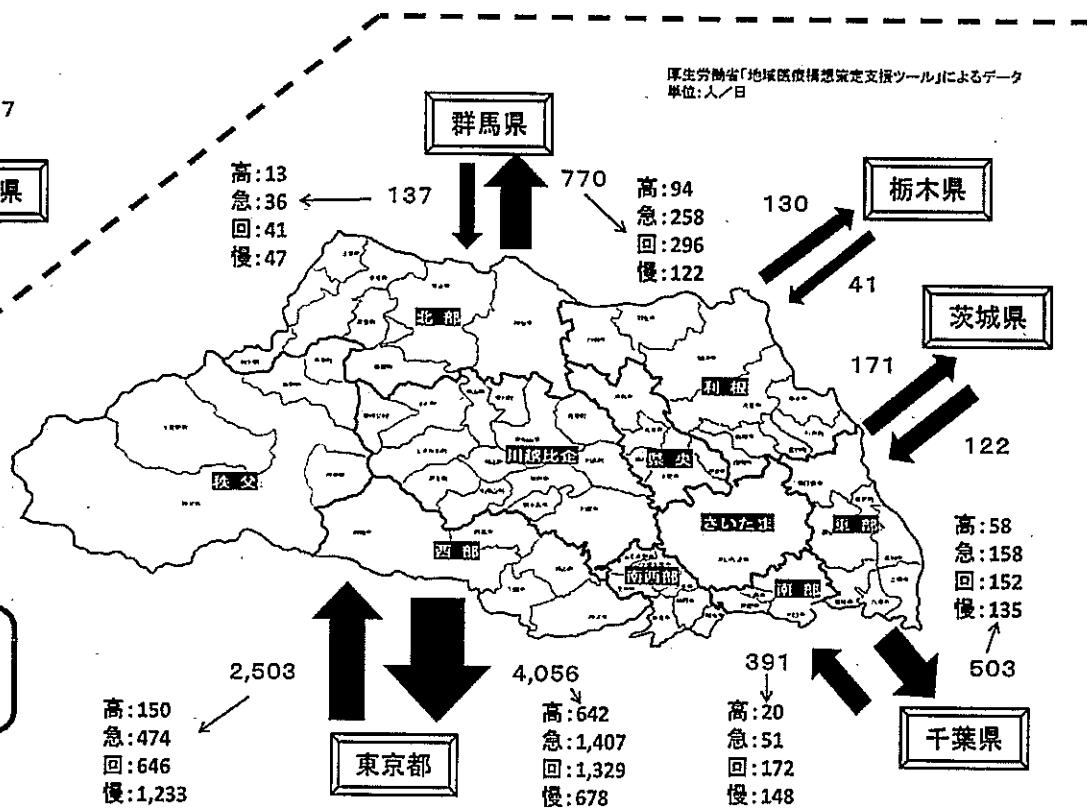
# 入院患者の流入入推計【埼玉県↔近隣都県】

資料1



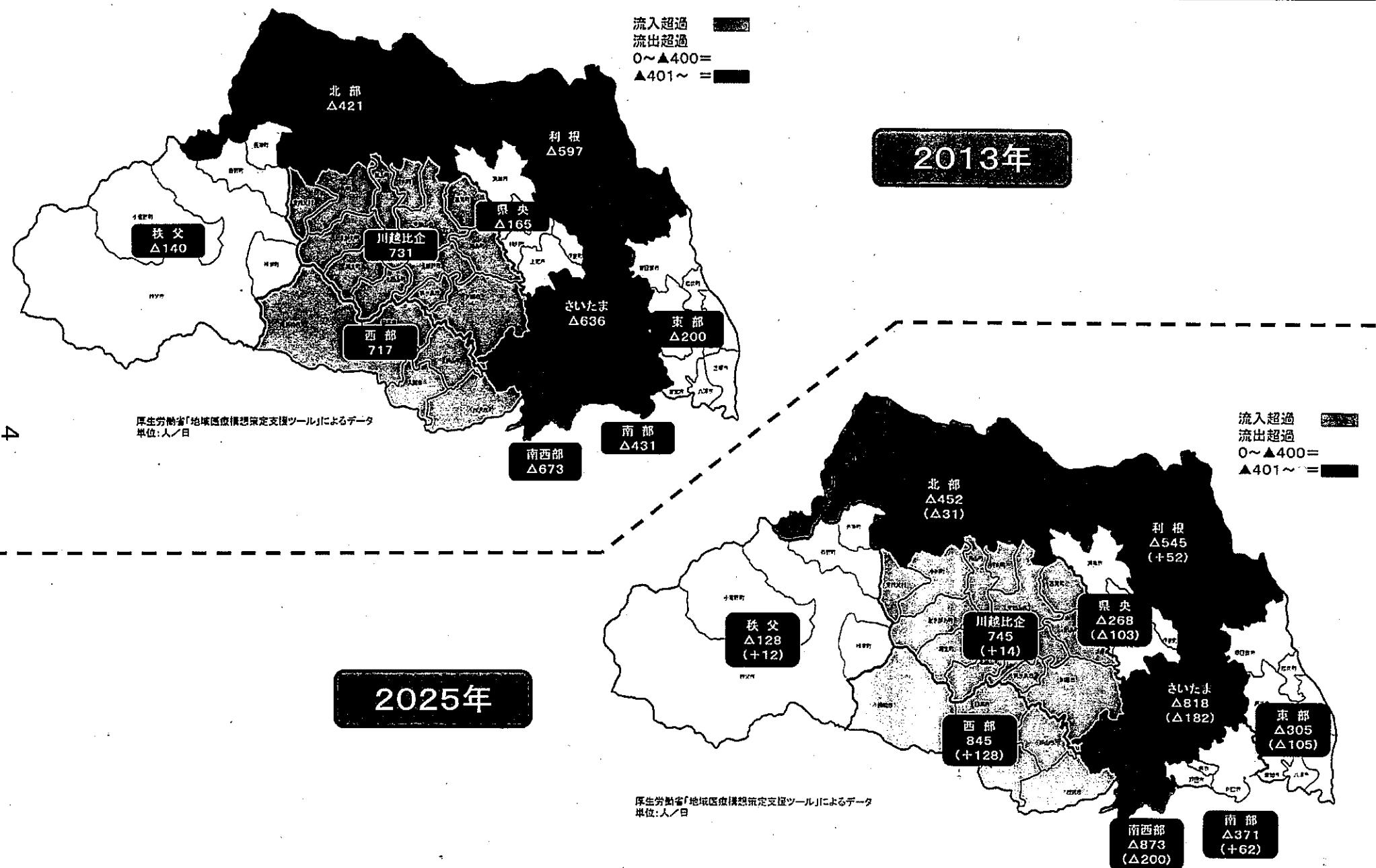
2013年

県全体:1,816人/日の流出超過



# 患者の流出入の状況【圏域別】

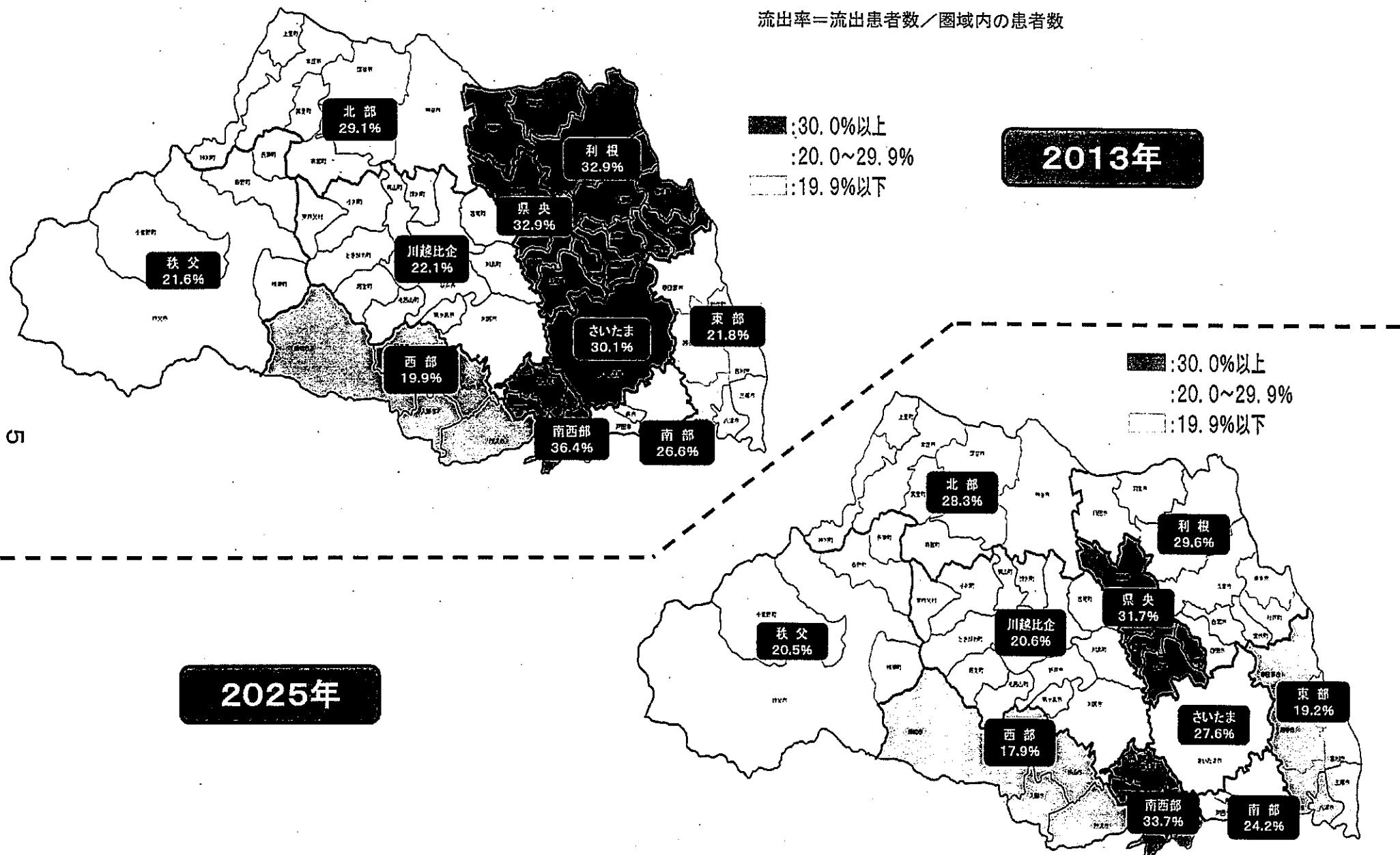
資料2-1



# 患者の流出入の状況【流出率・圏域別】

資料2-2

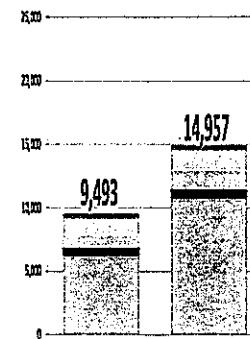
流出率＝流出患者数／圏域内の患者数



# 医療需要推計(圏域別)

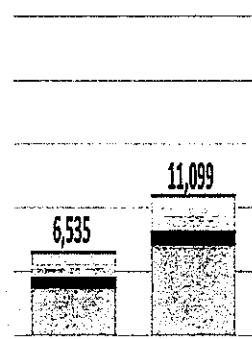
資料3

単位:人/日



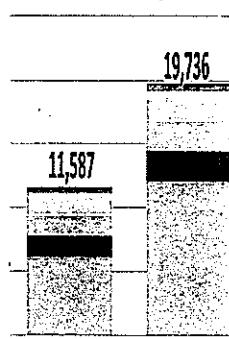
	2013年	2025年	増加率
需要合計	9,493	14,957	157.6%
高度急性期	391	457	116.9%
急性期	1,167	1,499	128.4%
回復期	1,055	1,460	138.4%
慢性期	655	801	122.3%
在宅医療	6,225	10,740	172.5%

南部



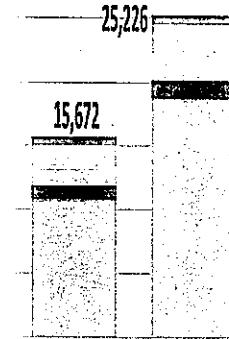
	2013年	2025年	増加率
需要合計	6,535	11,099	169.8%
高度急性期	247	319	129.1%
急性期	939	1,315	140.0%
回復期	806	1,220	151.4%
慢性期	896	1,206	134.6%
在宅医療	3,647	7,039	193.0%

南西部



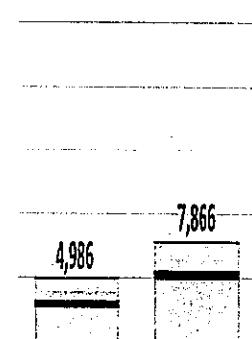
	2013年	2025年	増加率
需要合計	11,587	19,736	170.3%
高度急性期	501	623	124.4%
急性期	1,595	2,171	136.1%
回復期	1,711	2,461	143.8%
慢性期	1,609	2,380	147.9%
在宅医療	6,171	12,101	196.1%

東部



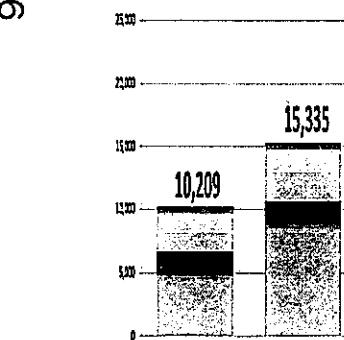
	2013年	2025年	増加率
需要合計	15,672	25,226	161.0%
高度急性期	698	779	111.6%
急性期	1,634	2,161	132.3%
回復期	1,445	2,071	143.3%
慢性期	1,081	1,430	132.3%
在宅医療	10,814	18,785	173.7%

さいたま



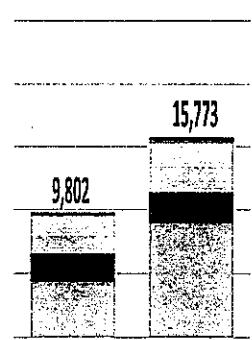
	2013年	2025年	増加率
需要合計	4,986	7,866	157.8%
高度急性期	209	258	123.4%
急性期	759	993	130.8%
回復期	734	1,008	137.3%
慢性期	656	733	111.7%
在宅医療	2,628	4,874	185.5%

県央



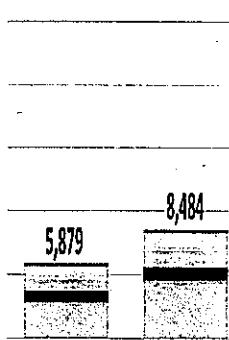
	2013年	2025年	増加率
需要合計	10,209	15,335	150.2%
高度急性期	561	601	107.1%
急性期	1,366	1,763	129.1%
回復期	1,623	2,266	139.6%
慢性期	1,843	1,906	103.4%
在宅医療	4,816	8,799	182.7%

川越比企



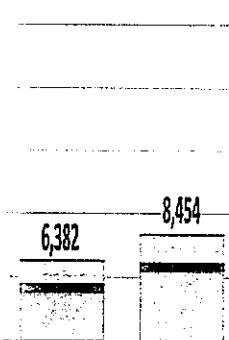
	2013年	2025年	増加率
需要合計	9,802	15,773	160.9%
高度急性期	434	520	119.8%
急性期	1,305	1,755	134.5%
回復期	1,467	2,133	145.4%
慢性期	2,246	2,427	108.1%
在宅医療	4,350	8,938	205.5%

西部



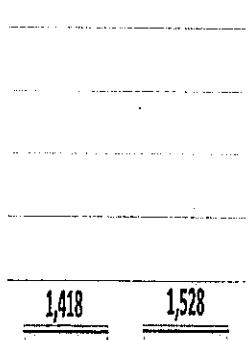
	2013年	2025年	増加率
需要合計	5,879	8,484	144.3%
高度急性期	265	319	120.4%
急性期	925	1,233	133.3%
回復期	941	1,303	138.5%
慢性期	899	1,082	120.4%
在宅医療	2,849	4,547	159.6%

利根



	2013年	2025年	増加率
需要合計	6,382	8,454	132.5%
高度急性期	214	245	114.5%
急性期	806	981	121.7%
回復期	765	959	125.4%
慢性期	826	728	88.1%
在宅医療	3,771	5,541	146.9%

北埼

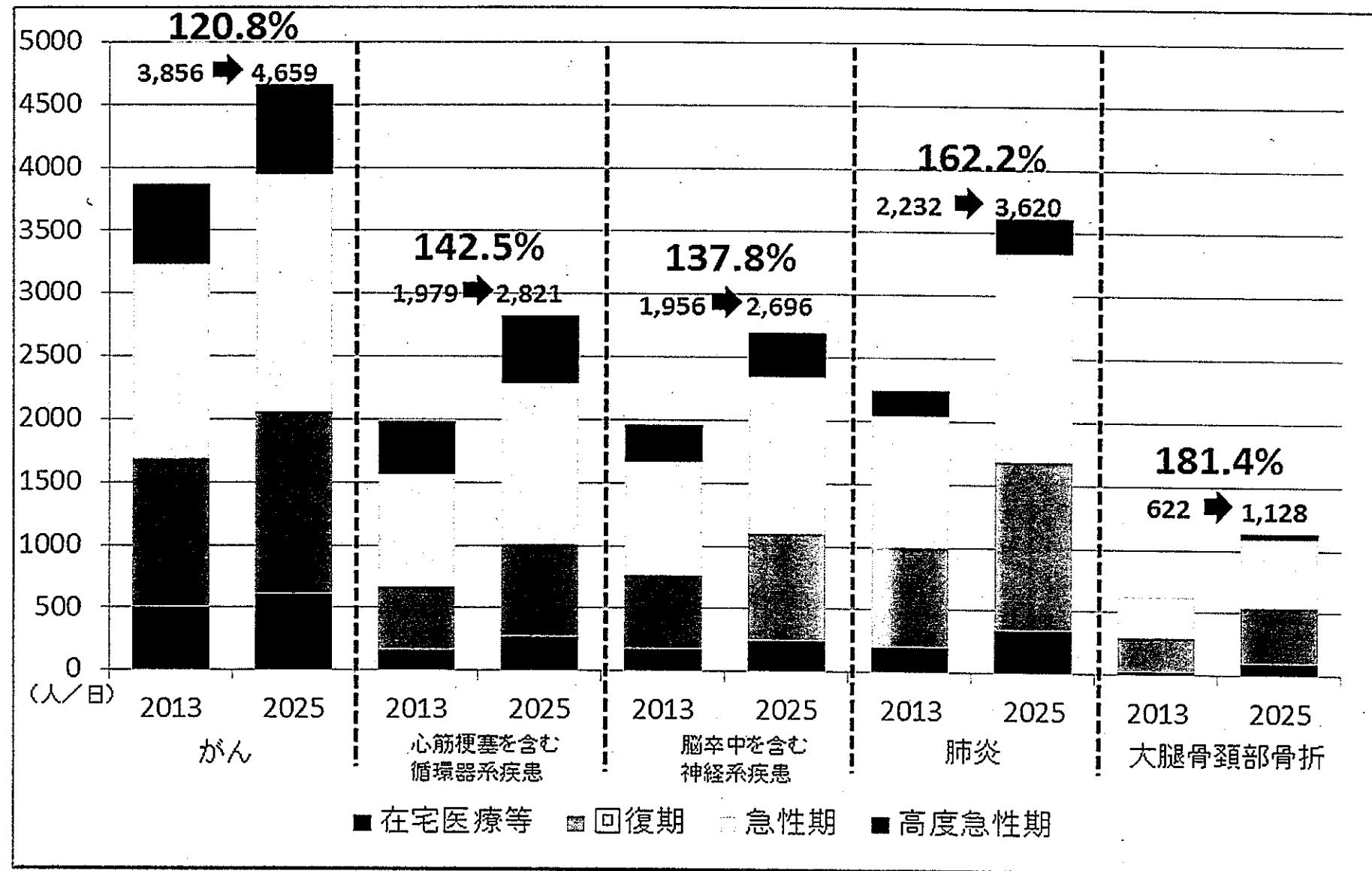


	2013年	2025年	増加率
需要合計	1,418	1,528	107.8%
高度急性期	23	24	104.3%
急性期	129	136	105.4%
回復期	154	163	105.8%
慢性期	231	197	85.3%
在宅医療	881	1,008	114.4%

秩父

## 医療需要推計(疾患別)

資料4-1



厚生労働省「地域医療構想策定支援ツール」によるデータ

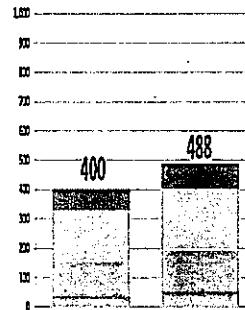
\*療養病床のデータが含まれていないため、慢性期の需要が推計されない

# 医療需要推計(疾患別)(がん)

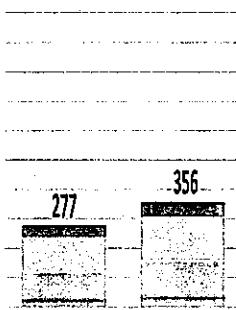
資料4-2

\*療養病床のデータが含まれていないため、慢性期の需要が推計されない

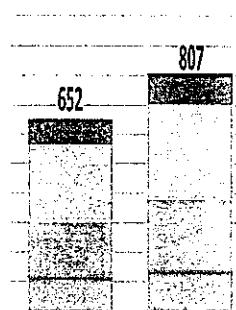
単位:人/日



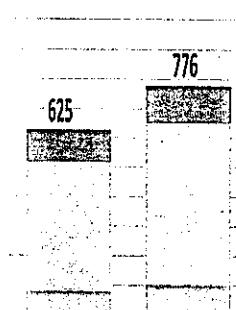
南部



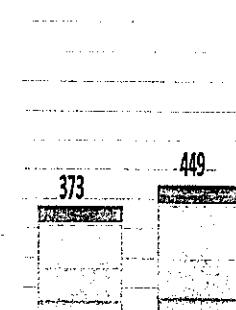
南西部



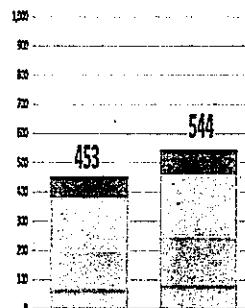
東部



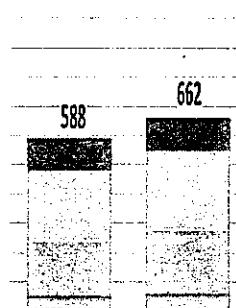
さいたま



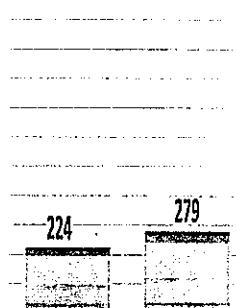
県央



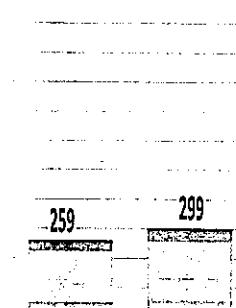
川越比企



西部



利根



北部

「\*」は10未満につき、  
非公表

年	2013年	2025年	増加率
*	*	*	
*	*	*	
*	*	*	
*	*	*	
*	*	*	

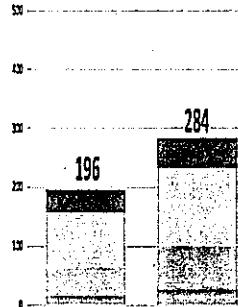
秩父

# 医療需要推計(疾患別)【心筋梗塞を含む循環器系疾患】

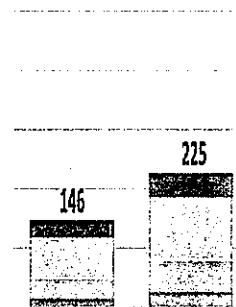
資料4-3

※療養病床のデータが含まれていないため、慢性期の需要が推計されない

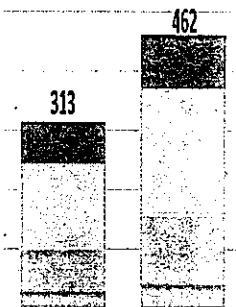
単位:人/日



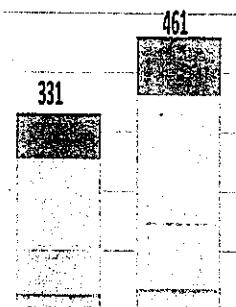
南部



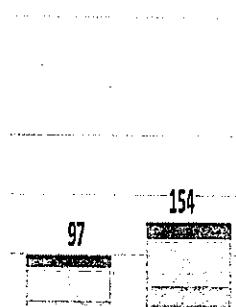
南西部



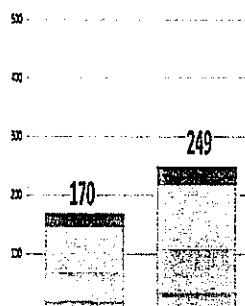
東部



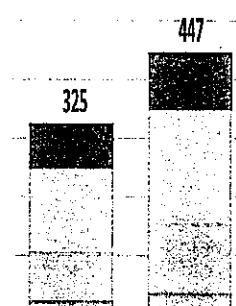
さいたま



県央



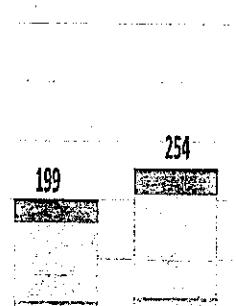
川越比企



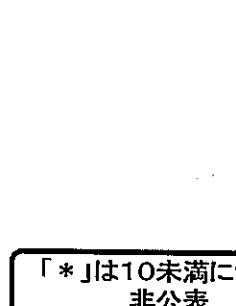
西部



利根



北部



秩父

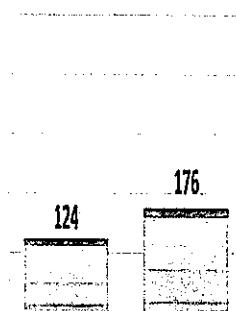
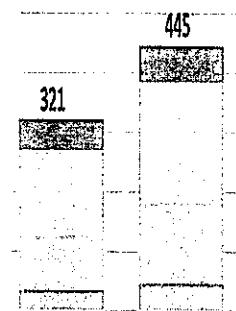
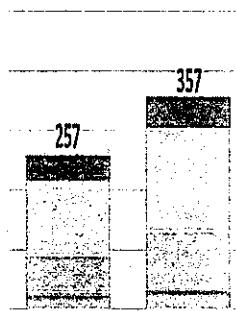
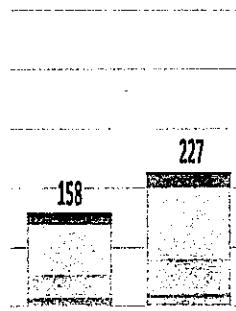
「\*」は10未満につき、  
非公表

# 医療需要推計(疾患別)【脳卒中を含む神経系疾患】

資料4-4

\*療養病床のデータが含まれていないため、慢性期の需要が推計されない

単位:人/日



南部

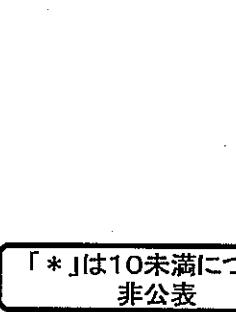
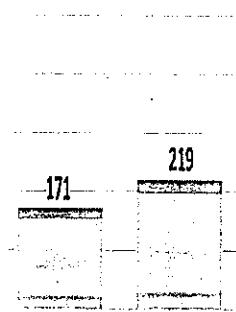
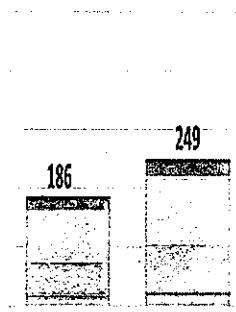
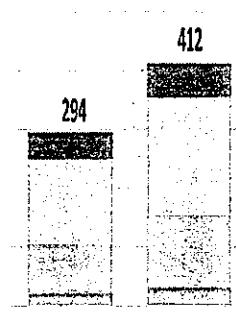
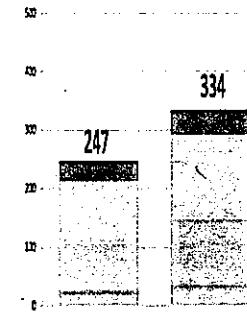
南西部

東部

さいたま

県央

10



川越比企

西部

利根

北部

秩父

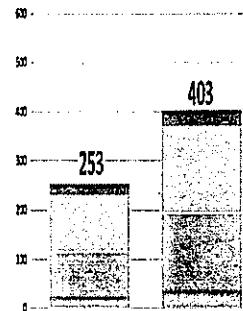
「\*」は10未満につき、  
非公表

# 医療需要推計(疾患別)(肺)

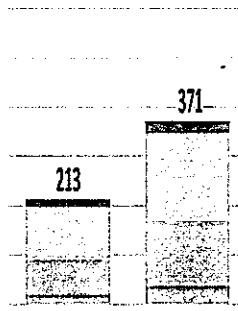
資料4-5

※療養病床のデータが含まれていないため、慢性期の需要が推計されない

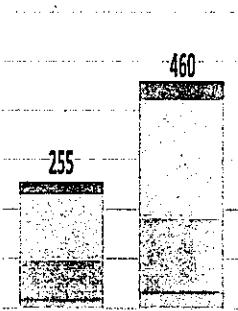
単位:人/日



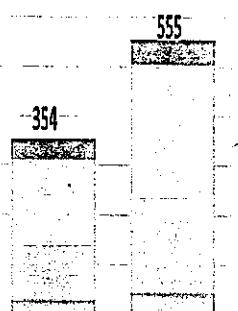
南部



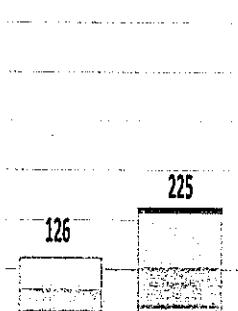
南西部



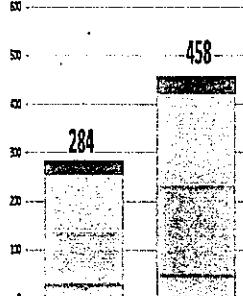
東部



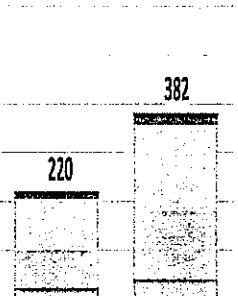
さいたま



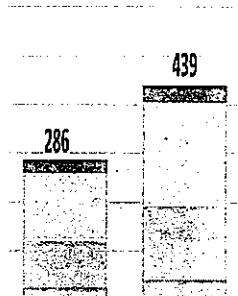
県央



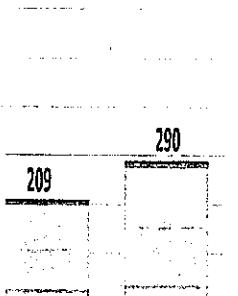
川越比企



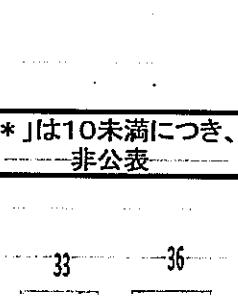
西部



利根



北部



秩父

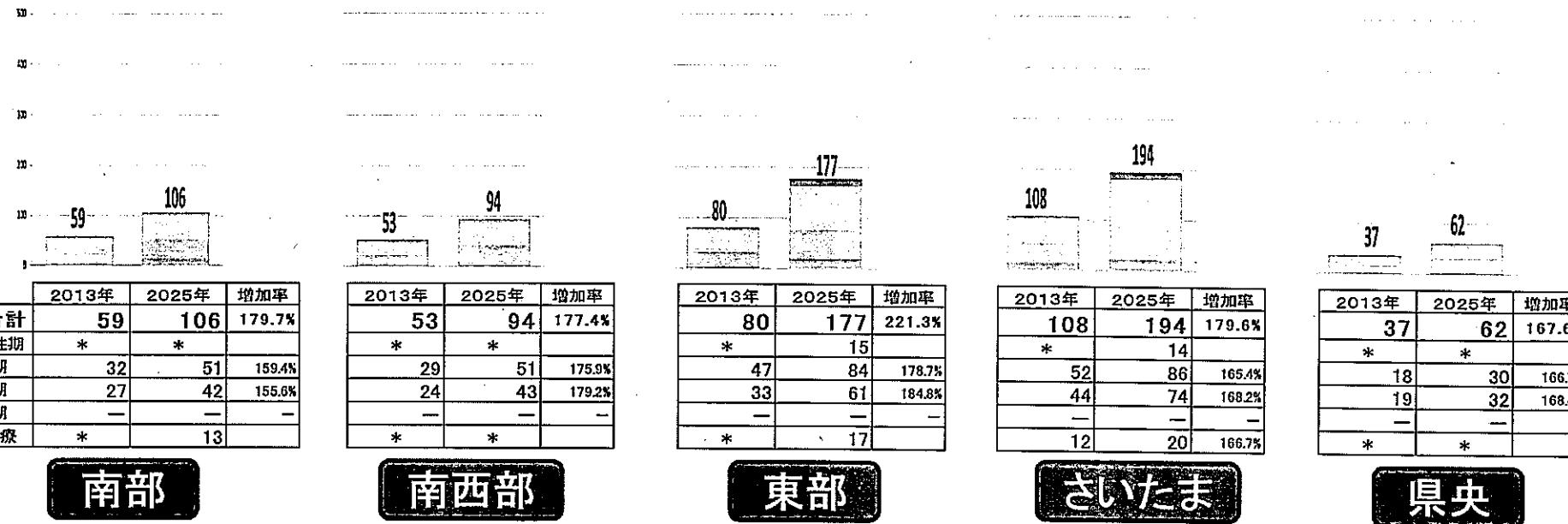
「\*」は10未満につき、  
非公表

# 医療需要推計(疾患別)【大腿骨頸部骨折】

資料4-6

※療養病床のデータが含まれていないため、慢性期の需要が推計されない

単位:人/日



南部

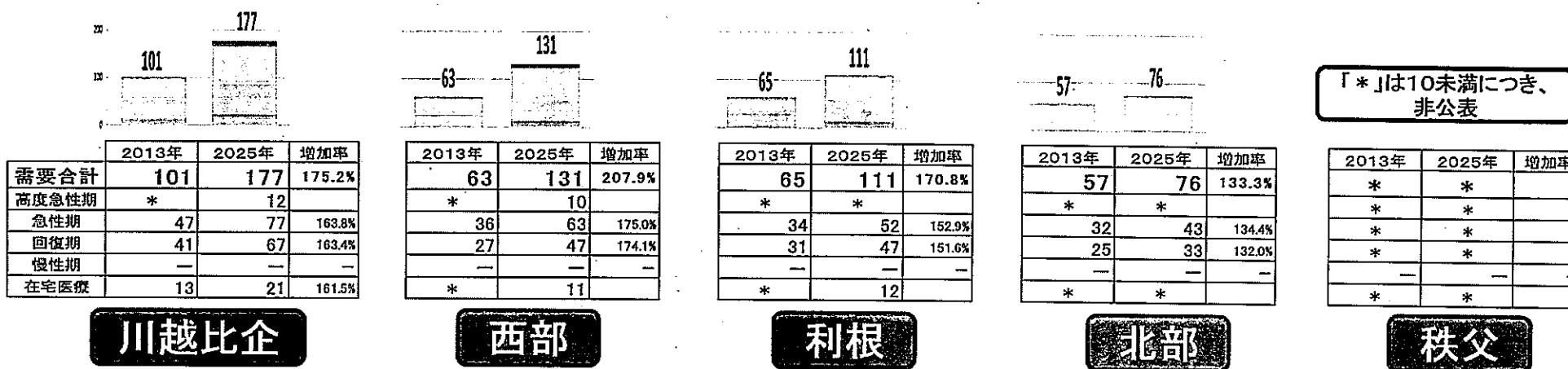
南西部

東部

さいたま

県央

12



川越比企

西部

利根

北部

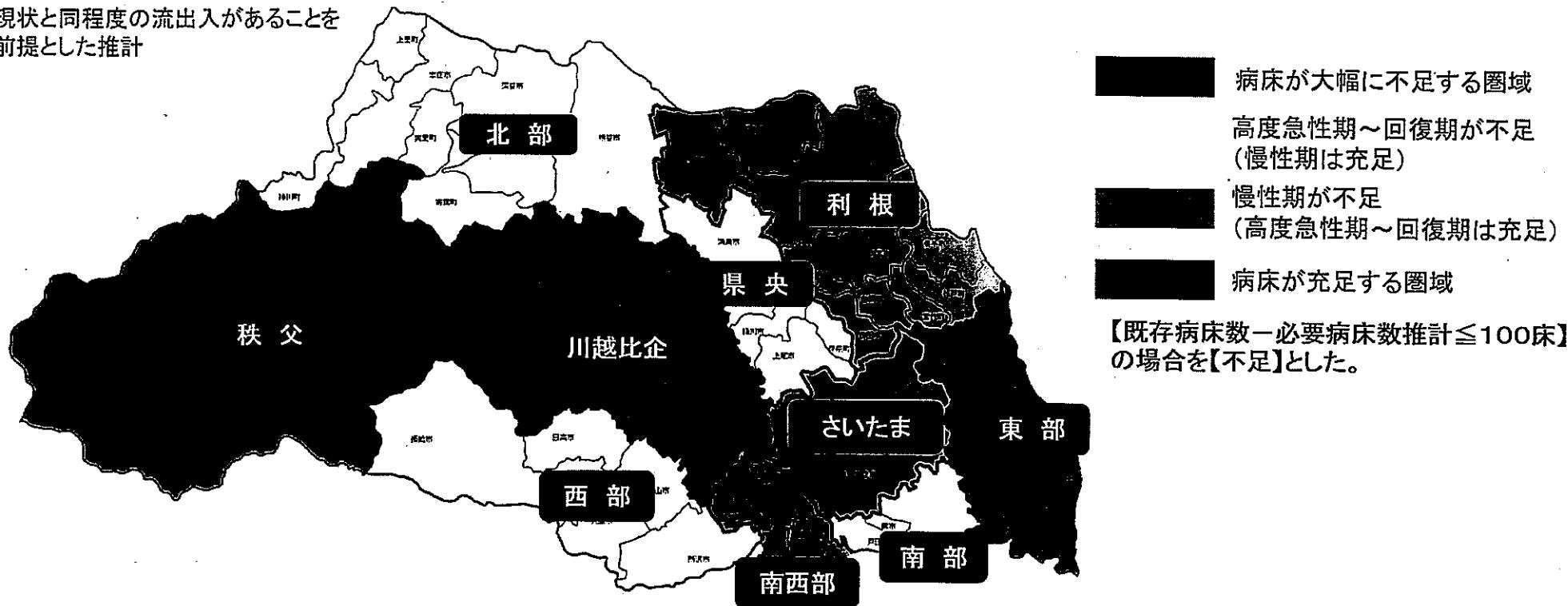
秩父

「\*」は10未満につき、  
非公表

# 各二次医療圏における必要病床数の状況

資料5

現状と同程度の流入出があることを前提とした推計



13

	高度急性期～急性期～回復期			慢性期		
	2025年 推計①	既存病床数 H27.3.31②	②-①	2025年 推計③	既存病床数 H27.3.31④	④-③
南部	4,154	3,426	▲ 728	871	940	69
南西部	3,466	3,518	52	1,311	838	▲ 473
東部	6,348	6,019	▲ 329	2,587	1,641	▲ 946
さいたま	6,110	6,431	321	1,554	1,332	▲ 222
県央	2,737	2,489	▲ 248	797	769	▲ 28
川越比企	5,580	4,857	▲ 723	2,072	1,919	▲ 153
西部	5,313	4,771	▲ 542	2,638	2,595	▲ 43
利根	3,454	3,415	▲ 39	1,176	669	▲ 507
北部	2,651	2,643	▲ 8	791	919	128
秩父	386	460	74	214	297	83
合計	40,199	38,029	▲ 2,170	14,011	11,919	▲ 2,092

※不足病床数は現在実施している公募等、今後の病床整備の状況により変動する。

※2025年の推計は、厚生労働省「地域医療構想策定支援ツール」による

※既存病床は一般と療養の2区分となっているので、便宜上以下のとおり分けた。

- ・一般病床＝高度急性期～回復期

- ・療養病床＝慢性期

# 各二次医療圏における在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所 及び在宅時医学総合管理料の届出医療機関数

資料6

【人口10万人あたり】



※関東信越厚生局「施設基準届出受理機関名簿」(平成27年4月1日現在)

※人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月)

## 資料7

### 各圏域における検討の進め方について

#### 1 各圏域での検討体制

現在、各医療圏の医療計画などを協議している「地域保健医療協議会」を活用して検討を進める。

- ・現在の委員構成では回復期、慢性期を担う医療機関が入っていない圏域が多く見られる。切れ目のない連携体制を検討するため当該機能を担っている医療機関の代表者の参加を求める。
- ・また、看護協会、保険者協議会に対しても参加を求める。

#### \* 地域保健医療協議会

- ・設置目的  
　二次医療圏単位での地域保健医療計画の推進
- ・事務局
- ・保健所  
　主な構成員（現行）
  - 都市医師会
  - 都市歯科医師会
  - 地域薬剤師会
  - 拠点病院の長（主に急性期）
  - 母子愛育会
  - 市町村
- ・回復期、慢性期を担う病院  
　看護協会  
　保険者協議会



追加

南部保健医療圏地域保健医療協議会委員名簿

平成27年4月1日

氏名	所属団体及び役職名等	備考
委員 徳竹 英一	川口市医師会長	
" 金子 健二	蕨戸田市医師会長	
" 中村 勝文	川口歯科医師会長	
" 金子 直司	蕨戸田歯科医師会長	
" 小寺 麗二	川口薬剤師副会長	
" 藤井 源三	蕨市薬剤師会長	
" 龟井 雄幸	戸田市薬剤師会長	
" 栃木 武一	川口市立医療センター病院事業管理者	
" 原澤 康茂	済生会川口総合病院長	
" 原田 容治	戸田中央総合病院長	
" 井口 番	戸田病院長	
" 植田富美子	蕨市母子愛育会会长	
" 横木美知子	川口市食生活改善推進員協議会事業部長	
" 飯田 明子	川口市健康増進部長	H27.4~
" 関 久徳	蕨市健康福祉部長	H27.4~
" 松山 由紀	戸田市福祉部長	
" 浅川 共子	南部地域振興センター所長	
" 篠崎 誠	南児童相談所長	H27.4~
" 田中 義枝	川口保健所長	

## 2 各構想区域における検討に当たつての主な論点

### ポイント

- ・急性期、回復期、慢性期の機能についてはできるだけ区域内で対応する
- ・将来の需要増を見据えて効率的な医療提供体制を構築する
- ・地域の現状、将来の体制整備の方向性についての関係者の合意を図る。

### 【各圏域共通】

#### (1) 病院の新設・増床（病床不足が見込まれる地域）

- ・圏域内で特に不足が見込まれる機能は何か（急性期・回復期・慢性期）
- ・それどのように整備するか

#### (例) 既存の医療機関による増床、病院の誘致など

増床等は将来不足が見込まれる機能であること。また、スタッフの確保を含めて現時点での見通しを議論する必要がある。  
なお、病床の整備など受入体制の整備は困難として、他の圏域に受入を依頼することも考えられる。  
この場合、必要な病床数を受入先医療圏に加算する。

#### (2) 地域の実情に合った医療機能分化・連携体制の確立

- ・「病病連携」、「病診連携」など地域の医療連携体制、がん、脳卒中、急性心筋梗塞など疾患別連携体制の現状はどうか
- ・地域における各医療機関の役割分担を相互に理解しているか
- ・例えば、急性期を担っている病院が回復期などに機能を転換する場合の障壁は何か

#### (3) 在宅医療（老健等を含む）の体制整備

- ・訪問診療、看取り、急変時の受入等の現状はどうか
- ・訪問診療を担う医療機関をどのように拡充するか
- ・老健など介護施設の整備の見通しはどうか

### 【圏域特有の課題】

#### 〈例〉

- ・東部医療圏：病病連携、病診連携の拠点となる地域医療支援病院の整備についてどのように考えるか

## 【参考資料】

### 【図域別医療需要と必要病床数の試算値】

<各図域で実際に提供された医療>

図域別	医療需要					2013年 必要病床数				
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	図域計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	図域計
南部	391	1,167	1,055	655	3,268	521	1,496	1,172	712	3,901
南西部	247	939	806	896	2,888	329	1,204	896	973	3,402
東部	501	1,595	1,711	1,609	5,416	668	2,045	1,901	1,748	6,362
さいたま	698	1,634	1,445	1,081	4,858	930	2,095	1,605	1,175	5,805
県央	209	759	734	656	2,358	278	973	816	713	2,780
川越北企	561	1,366	1,623	1,843	5,393	749	1,752	1,804	2,003	6,308
西部	434	1,305	1,467	2,246	5,452	578	1,674	1,630	2,441	6,323
利根	265	925	941	899	3,030	353	1,186	1,046	978	3,563
北部	214	806	765	826	2,611	285	1,033	850	898	3,066
秩父	23	129	154	231	537	30	166	171	251	618
機能計	3,543	10,625	10,701	10,942	35,811	4,721	13,624	11,891	11,892	42,128

<現状と同程度の割合で患者の流出入があるとした場合>

図域別	医療需要					2025年 必要病床数				
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	図域計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	図域計
南部	457	1,499	1,460	801	4,217	609	1,922	1,623	871	5,025
南西部	319	1,315	1,220	1,206	4,060	425	1,685	1,356	1,311	4,777
東部	623	2,171	2,461	2,380	7,635	831	2,783	2,734	2,587	8,935
さいたま	779	2,161	2,071	1,430	6,441	1,039	2,770	2,301	1,554	7,664
県央	258	993	1,008	733	2,992	344	1,273	1,120	797	3,534
川越北企	601	1,763	2,266	1,906	6,536	802	2,260	2,518	2,072	7,652
西部	520	1,755	2,133	2,427	6,835	694	2,249	2,370	2,638	7,951
利根	319	1,233	1,303	1,082	3,937	426	1,580	1,448	1,176	4,630
北部	245	981	959	728	2,913	327	1,258	1,066	791	3,442
秩父	24	136	163	197	520	31	174	181	214	600
機能計	4,145	14,607	15,044	12,890	46,086	5,528	17,954	16,717	14,011	54,210

<図域内の患者をすべて図域内で受け入れるとした場合>

図域別	医療需要					2025年 必要病床数				
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	図域計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	図域計
南部	557	1,636	1,541	956	4,690	743	2,097	1,712	1,039	5,591
南西部	476	1,571	1,557	1,375	4,979	635	2,015	1,730	1,494	5,874
東部	768	2,423	2,425	2,376	7,992	1,024	3,106	2,695	2,582	9,407
さいたま	802	2,401	2,453	1,700	7,356	1,069	3,078	2,726	1,847	8,720
県央	337	1,127	1,082	744	3,290	450	1,445	1,203	809	3,907
川越北企	528	1,687	2,070	1,486	5,771	703	2,163	2,300	1,615	6,781
西部	485	1,697	2,048	1,695	5,925	647	2,176	2,276	1,842	6,941
利根	449	1,474	1,501	1,099	4,523	599	1,890	1,668	1,195	5,352
北部	335	1,153	1,166	710	3,364	447	1,478	1,296	772	3,993
秩父	61	200	216	205	682	81	256	240	222	799
機能計	4,798	15,369	16,059	12,346	48,572	6,398	19,704	17,846	13,417	57,365

## 平成26年度 病床機能報告制度による報告結果

圏域	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答	圏域計
南部	1,025	2,109	262	939	34	4,369
南西部	528	2,018	172	1,076	8	3,802
東部	160	4,460	819	1,830	170	7,439
さいたま 県央	1,648	3,399	360	1,431	54	6,892
川越比企	495	1,630	185	947	19	3,276
西部	1,771	2,705	729	1,763	9	6,977
利根	1,478	2,532	544	2,577	101	7,232
北部	34	2,742	300	1,186	117	4,379
秩父	597	2,002	277	954	38	3,868
機能計	0	395	54	364	15	828
	7,736	23,992	3,702	13,067	565	49,062

※各医療機能の定義

・高度急性期：急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能

・回復期：急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを集中的に提供する機能

特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)

・慢性期：長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能

・長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、難病患者等を入院させる機能

## 入院患者の流出入推計表【埼玉県 ⇄ 近隣都県】

【2013年】

▲は流出超過

人/日

高度 急性期	流入 ①				流出 ②				流出入の差 ①-②						
	高度 急性期	回復期	慢性期	計	高度 急性期	回復期	慢性期	計	高度 急性期	回復期	慢性期	計			
東京都	51	196	311	963	1521	406	1016	815	400	2687	▲ 355	▲ 820	▲ 554	563	▲ 1166
千葉県	0	17	99	58	174	33	79	71	54	237	▲ 33	▲ 62	28	4	▲ 63
群馬県	0	0	12	12	24	67	193	211	59	530	▲ 67	▲ 193	▲ 199	▲ 47	▲ 506
栃木県	0	0	0	0	0	0	16	20	0	36	▲ 16	▲ 16	▲ 20	0	▲ 36
茨城県	0	11	0	15	26	0	33	25	13	71	0	▲ 22	▲ 25	2	▲ 45

【2025年】

▲は流出超過

人/日

高度 急性期	流入 ①				流出 ②				流出入の差 ①-②						
	高度 急性期	回復期	慢性期	計	高度 急性期	回復期	慢性期	計	高度 急性期	回復期	慢性期	計			
東京都	150	474	646	1233	2503	642	1407	1329	678	4056	▲ 492	▲ 933	▲ 633	555	▲ 1553
千葉県	20	51	172	148	391	58	158	152	135	503	▲ 38	▲ 107	20	13	▲ 112
群馬県	13	36	41	47	137	94	256	296	122	770	▲ 81	▲ 222	▲ 235	75	▲ 633
栃木県	10未満	11	13	17	41	16	42	48	24	130	▲ 16	▲ 31	▲ 35	7	▲ 89
茨城県	11	30	29	52	122	15	61	51	43	170	▲ 4	▲ 31	▲ 22	9	▲ 48

入院患者の流出入状況(団塊別・2013年)

※「\*」は10未満(個)の基準により、非公表。

※合計値については、\*をとて四捨五入する。

【南部】		南部	南西部	東部	さいたま	県央	川越北	西部	利根	北部	秩父	県外	合計
高	急性期	307	*	14	42	*	*	*	*	*	*	*	363
流	急性期	947	*	32	115	*	*	*	*	*	*	15	1,109
入	回復期	814	*	32	129	*	*	*	*	*	*	17	992
①	慢性期	511	*	35	45	*	*	*	*	*	*	0	29
合計		2,579	*	113	331	*	*	*	*	*	*	61	3,084
高	急性期	307	*	12	27	*	*	*	*	*	*	0	97
流	急性期	947	*	31	43	*	*	*	*	*	*	0	213
入	回復期	814	*	46	34	*	*	*	*	*	*	0	179
②	慢性期	511	*	38	38	10	46	17	11	15	*	79	
合計		2,579	*	127	142	10	46	17	11	15	*	568	3,515
高	急性期			2	15								▲ 97
流	急性期			1	72								▲ 198
入	回復期			▲ 14	95								▲ 162
②	慢性期			▲ 3	7	▲ 10	▲ 46	▲ 17	▲ 11	▲ 15			▲ 50
合計				▲ 74	189	▲ 10	▲ 46	▲ 17	▲ 11	▲ 15			▲ 507

流出超過

【南西部】		南部	南西部	東部	さいたま	県央	川越北	西部	利根	北部	秩父	県外	合計
高	急性期	*	191	*	*	*	*	*	*	*	*	25	216
流	急性期	*	751	*	16	*	27	15	*	*	*	95	904
入	回復期	*	612	*	18	*	36	21	*	*	*	82	769
①	慢性期	*	609	*	36	*	75	35	*	*	0	82	837
合計		*	2,163	*	70	*	138	71	*	*	*	284	2,726
高	急性期	*	191	*	10	*	49	15	*	*	*	103	368
流	急性期	*	751	*	15	*	90	36	*	*	*	224	1,116
入	回復期	*	612	*	14	*	84	59	*	*	*	225	994
②	慢性期	*	609	*	*	*	88	121	*	*	0	103	921
合計		*	2,163	*	39	*	311	231	*	*	*	655	3,399
高	急性期			▲ 10	▲ 49	▲ 15							▲ 78
流	急性期			1	63	21							▲ 129
入	回復期			4	▲ 48	▲ 38							▲ 143
②	慢性期			36	▲ 13	▲ 86							▲ 21
合計				37	▲ 173	▲ 160							▲ 371

流出超過

【東部】		南部	南西部	東部	さいたま	県央	川越北	西部	利根	北部	秩父	県外	合計
高	急性期	12	*	411	17	*	*	*	23	*	*	15	478
流	急性期	31	*	1,346	50	*	*	*	60	*	*	63	1,550
入	回復期	46	*	1,257	65	*	*	*	79	*	*	198	1,645
①	慢性期	38	*	1,210	56	*	*	*	54	*	*	173	1,531
合計		127	*	4,224	188	*	*	*	216	*	*	449	5,204
高	急性期	14	*	411	47	*	*	*	*	*	*	123	595
流	急性期	32	*	1,346	29	*	*	*	18	*	*	304	1,729
入	回復期	32	*	1,257	25	*	*	*	25	*	*	269	1,608
②	慢性期	35	*	1,210	37	*	28	10	44	15	0	93	1,472
合計		113	*	4,224	138	*	28	10	87	15	*	789	5,404
高	急性期	▲ 2		▲ 30			23					▲ 108	▲ 117
流	急性期	▲ 1		21			42					▲ 247	▲ 119
入	回復期	14		40			54					▲ 71	37
②	慢性期	3		19			▲ 28	▲ 10	10	▲ 15		80	59
合計		14		50			▲ 28	▲ 10	129	▲ 15		340	▲ 200

流出超過

【さいたま】		南部	南西部	東部	さいたま	県央	川越北	西部	利根	北部	秩父	県外	合計
高	急性期	27	10	47	444	59	11	*	50	*	*	*	648
流	急性期	43	15	29	1,298	104	12	*	64	*	*	10	1,575
入	回復期	34	14	24	1,166	82	12	*	48	*	*	11	1,391
①	慢性期	38	*	37	761	77	26	*	45	*	0	18	1,002
合計		142	39	137	3,669	322	61	*	207	*	*	39	4,616
高	急性期	42	*	17	444	23	27	*	*	*	*	63	616
流	急性期	115	16	50	1,298	67	37	13	29	*	*	131	1,756
入	回復期	129	18	65	1,166	84	40	17	45	17	*	98	1,679
②	慢性期	45	36	56	761	85	91	34	54	22	*	17	1,201
合計		331	70	188	3,669	259	195	64	128	39	*	309	5,252
高	急性期	▲ 15	10	30	36	▲ 16	50					▲ 63	32
流	急性期	▲ 72	▲ 1	21	37	▲ 25	13	35				▲ 121	▲ 181
入	回復期	95	▲ 4	41	22	▲ 28	17	3	▲ 17			▲ 87	▲ 288
②	慢性期	7	36	19	▲ 8	▲ 65	▲ 34	9	▲ 22			1	▲ 199
合計		▲ 189	▲ 37	▲ 57	63	▲ 134	64	79	▲ 39			▲ 270	▲ 636

流出超過

[県央]	南部	南西部	東部	北西部	県央	川越北企	西部	利根	北部	秩父	県外	合計
高麗急行期	*	*	*	*	23	144	*	*	23	*	*	190
急行期	*	*	*	*	67	548	17	*	75	11	*	718
流入回復期	*	*	*	*	84	502	19	*	77	10	*	692
① 急行期	10	*	*	*	85	402	23	*	77	17	*	614
合計	10	*	*	*	259	1,596	59	*	252	38	*	2,214
高麗急行期	*	*	*	*	59	144	30	*	17	*	*	250
急行期	*	*	*	*	104	548	45	*	60	20	*	793
流出回復期	*	*	*	*	82	502	49	*	53	16	*	713
② 急行期	*	*	*	*	77	402	73	*	54	17	*	623
合計	*	*	*	*	322	1,596	197	*	184	53	*	2,379
高麗急行期	*	*	*	*	▲ 36	▲ 30	6					▲ 60
急行期	*	*	*	*	▲ 37	▲ 28	15	▲ 9				▲ 75
① - 回復期					2	▲ 30	24	▲ 6				▲ 21
② 急行期	10				8	▲ 50	23					▲ 9
合計	10				▲ 63	▲ 38	68	▲ 15				▲ 27 ▲ 165
[川越北企]												
南部	南西部	東部	北西部	県央	川越北企	西部	利根	北部	秩父	県外	合計	
高麗急行期	*	49	*	27	30	300	59	17	33	15	*	530
急行期	*	90	*	37	45	934	103	16	64	24	*	1,313
流入回復期	*	84	*	40	49	1,159	115	14	72	19	15	1,567
① 急行期	46	88	28	91	73	1,068	99	41	60	*	169	1,763
合計	46	311	28	195	197	3,461	376	88	229	58	184	5,173
高麗急行期	*	*	*	11	*	300	87	*	12	*	*	410
急行期	*	27	*	12	17	934	180	*	31	*	44	1,245
流出回復期	*	36	*	19	1,159	129	*	25	*	25	1,405	17,5%
② 急行期	*	75	*	26	23	1,068	134	15	41	*	*	1,382
合計	*	138	*	61	59	3,461	530	15	109	*	69	4,442
高麗急行期	*	49	*	16	30	▲ 28	17	27	15			120
急行期	*	63	*	25	28	▲ 77	16	33	24	▲ 44	68	
① - 回復期	48		28	30	▲ 14	14	47	19	19	▲ 10	162	
② 急行期	46	13	28	65	50	▲ 35	26	19	19	169	381	
合計	46	173	28	134	138	▲ 154	73	120	58	115	731	
[流入超過]												
[西部]	南部	南西部	東部	北西部	県央	川越北企	西部	利根	北部	秩父	県外	合計
高麗急行期	*	15	*	*	*	87	253	*	11	12	11	389
急行期	*	36	*	13	*	180	927	*	17	19	30	1,222
流入回復期	*	59	*	17	*	129	1,068	*	11	15	88	1,387
① 急行期	17	121	10	34	*	134	1,267	*	*			526
合計	17	231	10	64	0	530	3,515	*	39	46	655	5,107
高麗急行期	*	15	*	*	*	59	253	*	*	*	40	352
急行期	*	21	*	*	*	103	927	*	*	*	128	1,173
流出回復期	*	35	*	*	*	115	1,068	*	*	*	112	1,316
② 急行期	*	71	*	*	*	99	1,267	*	*	*	148	1,549
合計	*	15	*	*	*	376	3,515	*	*	*	428	4,390
高麗急行期	*	15	*	*	*	28		*	11	12	▲ 29	37
急行期	*	21	*	13	*	77		*	17	19	▲ 98	49
① - 回復期	38		17	14	*	11		*	15	▲ 24	77	
② 急行期	17	86	10	34	*	35		*	15	26	378	560
合計	17	160	10	64	*	754		*	39	46	227	717
[利根]												
南部	南西部	東部	北西部	県央	川越北企	西部	利根	北部	秩父	県外	合計	
高麗急行期	*	*	*	*	17	*	213	*	*	*	230	
急行期	*	18	29	60	*	*	756	13	*	11	887	
流入回復期	*	25	45	53	*	*	745	13	*	12	893	
① 急行期	11	*	44	54	54	15	*	580	15	*	40	813
合計	11	*	87	128	184	15	*	2,294	41	*	63	2,823
高麗急行期	*	*	23	50	23	17	*	213	16	*	12	354
急行期	*	60	64	75	16	*	756	47	*	107	1,125	39,8%
流出回復期	*	79	48	77	14	*	745	47	*	84	1,094	31,9%
② 急行期	*	54	45	77	41	*	580	24	*	26	847	31,5%
合計	*	216	207	252	88	*	2,294	134	*	229	3,420	32,9%
高麗急行期	*	▲ 23	▲ 50	▲ 6	▲ 17	*	▲ 16	*	▲ 12	▲ 124		
急行期	*	▲ 42	▲ 35	▲ 15	▲ 16	*	▲ 14	*	▲ 9	▲ 238		
① - 回復期	11	*	▲ 54	▲ 3	▲ 24	*	▲ 34	*	▲ 72	▲ 201		
② 急行期	*	10	▲ 23	▲ 26	*	*	▲ 9	*	▲ 14	▲ 34		
合計	11	*	▲ 129	▲ 79	▲ 68	▲ 73	*	▲ 93	*	▲ 166	▲ 597	
[流出超過]												

[北部]		南部	南西部	東部	北東部	東央	西部	利根	北部	秋田	県外	合計
高波急性期	*	*	*	*	*	*	12	*	16	158	*	186
急性期	*	*	*	*	*	20	31	*	47	648	20	*
回復期	*	*	*	17	16	25	*	47	612	16	*	
① 保生期	15	*	15	22	17	41	*	24	611	*	12	757
合計	15	*	15	39	53	109	*	134	2,029	36	12	2,442
高波急性期	*	*	*	*	*	33	11	*	158	*	67	269
急性期	*	*	*	11	64	17	13	648	*	171	924	29.9%
回復期	*	*	*	10	72	11	13	612	*	190	908	32.6%
② 保生期	*	*	*	17	60	*	15	611	*	59	762	19.9%
合計	*	*	*	38	229	39	41	2,029	*	487	2,863	29.6%
高波急性期							▲ 21	▲ 11	16		▲ 67	▲ 83
急性期							9	▲ 33	▲ 17	34		20
① 回復期							6	▲ 47	▲ 11	34	16	▲ 190
② 保生期							15	▲ 19	9	▲ 47	▲ 5	175
合計							15	▲ 120	▲ 39	93	36	▲ 475
溢出超過												

[移父]		南部	南西部	東部	北東部	東央	西部	利根	北部	秋田	県外	合計
高波急性期	0	*	*	*	*	*	*	*	*	21	*	21
急性期	0	*	*	*	*	*	*	*	*	123	*	123
① 回復期	0	*	0	*	*	*	*	*	*	148	*	148
② 保生期	*	*	*	*	*	*	*	*	*	217	*	217
合計	*	*	*	*	*	*	*	*	*	509	*	509
高波急性期	*	*	*	*	*	15	12	*	21		48	56.3%
急性期	*	*	*	*	*	24	19	*	20	123	*	186
① 回復期	*	*	*	*	*	19	15	*	16	148	*	198
② 保生期	0	0	*	0	*	*	*	*	217	*	217	0.0%
合計	*	*	*	*	58	46	*	36	509	*	649	21.6%
高波急性期						▲ 15	▲ 12				▲ 27	
急性期						▲ 24	▲ 19		▲ 20		▲ 63	
① 回復期						▲ 19	▲ 15		▲ 16		▲ 50	
② 保生期										0		
合計						▲ 58	▲ 46		▲ 36		▲ 140	
溢出超過												

入院患者の流出入状況(図域別・2025年)

※(\*)は10未満(因の誤差により非公示)

※合計値ごつてば、まとめてかかんでる。

	南部	南西部	東部	さいたま	県央	川越北企	西部	利根	北部	秩父	県外	合計
高度急性期 流入	363	*	15	50	*	*	*	*	*	*	*	428
急性期 回復期	1,219	*	44	150	*	*	*	*	*	*	20	1,433
① 保育期	1,140	12	48	171	*	*	*	*	*	*	35	1,406
合計	615	*	57	63	*	*	*	*	*	0	29	764
高度急性期 流出	3,337	12	164	434	*	*	*	*	*	*	84	4,031
急性期 流出	363	*	14	28	*	*	*	*	*	0	115	520
② 保育期	1,219	*	37	54	*	*	*	*	*	0	245	1,555
合計	615	10	48	42	*	45	17	*	13	*	80	870
高度急性期 流入	1,219	*	58	46	*	*	*	*	*	0	213	1,457
② 保育期	615	10	48	42	*	45	17	*	13	*	80	870
合計	3,337	10	157	170	*	45	17	*	13	*	653	4,402
高度急性期 流出	1	22									▲ 115	▲ 92
急性期 回復期		7	96								▲ 225	▲ 122
① 保育期		▲ 10	125								▲ 178	▲ 57
合計		2	9	21							▲ 51	▲ 106
高度急性期 流入											▲ 569	▲ 377

流出超過

	南部	南西部	東部	さいたま	県央	川越北企	西部	利根	北部	秩父	県外	合計
高度急性期 流入	*	250	*	*	*	*	*	*	*	*	32	282
急性期 回復期	*	1,064	*	19	*	38	22	*	*	*	130	1,273
① 保育期	10	880	*	44	*	90	34	*	*	0	92	1,154
合計	10	3,156	*	83	*	178	94	*	*	*	365	3,886
高度急性期 流出	*	250	*	10	*	51	17	*	*	*	115	443
急性期 回復期	*	1,064	*	19	*	118	42	*	*	*	269	1,512
② 保育期	12	962	*	19	*	116	84	*	*	*	304	1,497
合計	12	3,156	*	48	*	121	154	13	*	0	138	3,266
高度急性期 流出											▲ 826	4,758
急性期 回復期											▲ 83	▲ 161
② 保育期											▲ 80	▲ 239
合計		▲ 2									▲ 66	▲ 50
高度急性期 流入											▲ 116	▲ 13
急性期 回復期											▲ 116	▲ 13
② 保育期											▲ 73	▲ 13
合計		▲ 2									▲ 461	▲ 872

流出超過

	東部	南部	南西部	東部	さいたま	県央	川越北企	西部	利根	北部	秩父	県外	合計
高度急性期 流入	14	*	523	20	*	*	*	25	*	*	17	599	
急性期 回復期	37	*	1,876	61	*	*	*	67	*	*	76	2,117	
① 保育期	58	*	1,893	79	*	*	*	93	*	*	268	2,391	
合計	48	*	1,922	67	*	*	*	59	*	*	189	2,285	
高度急性期 流出	15	*	6,214	227	*	*	*	244	*	*	550	7,392	
急性期 回復期	44	*	1,876	35	*	*	*	26	*	*	367	2,348	
② 保育期	48	*	1,893	33	*	*	*	37	*	*	341	2,352	
合計	57	*	1,922	47	*	30	10	56	12	0	148	2,282	
高度急性期 流出	164	*	6,214	155	*	30	10	119	12	*	991	7,695	
急性期 回復期	▲ 7		▲ 20					25			▲ 118	▲ 114	
① 保育期	10		26					47			▲ 291	▲ 237	
合計	▲ 9		20					56	3	▲ 12	▲ 73	39	
高度急性期 流入	▲ 7		72					▲ 30	▲ 10	125	▲ 12	▲ 441	
急性期 回復期								▲ 30	▲ 10	125	▲ 12	▲ 441	
② 保育期								▲ 30	▲ 10	125	▲ 12	▲ 441	
合計	434	83	227	5,059	317	215	70	175	34	*	372	6,986	
高度急性期 流出	▲ 22	10	20		34	▲ 25		35			▲ 68	▲ 16	
急性期 回復期	▲ 96		▲ 26		58	▲ 28	▲ 13	30			▲ 132	▲ 207	
① 保育期	▲ 125	▲ 1	▲ 46		14	▲ 27	▲ 18	▲ 5	▲ 16		▲ 107	▲ 337	
合計	▲ 21	▲ 44	▲ 20		▲ 12	▲ 76	▲ 39	▲ 16	▲ 18		▲ 15	▲ 263	
高度急性期 流入	▲ 264	▲ 35	▲ 72		94	▲ 158	▲ 70	44	▲ 34		▲ 322	▲ 817	

流出超過

	南部	南西部	東部	さいたま	県央	川越北企	西部	利根	北部	秩父	県外	合計
高度急性期 流入	28	10	40	538	61	*	*	45	*	*	*	722
急性期 回復期	54	19	35	1,744	139	14	*	71	*	*	15	2,091
① 保育期	46	19	33	1,702	118	16	*	53	*	*	16	2,003
合計	42	*	47	1,075	93	27	*	50	*	0	1,353	
高度急性期 流出	170	48	155	5,059	411	57	*	219	*	*	50	6,169
急性期 回復期	50	*	20	538	27	25	*	10	*	*	68	738
② 保育期	150	19	61	1,744	81	42	13	41	*	*	147	2,298
合計	171	20	79	1,702	104	43	18	58	16	*	123	2,334
高度急性期 流入	63	44	67	1,075	105	39	66	18	*	34	1,616	33,5%
急性期 回復期	▲ 22	10	20		34	▲ 25		35			▲ 68	▲ 16
① 保育期	▲ 96		▲ 26		58	▲ 28	▲ 13	30			▲ 132	▲ 207
合計	▲ 125	▲ 1	▲ 46		14	▲ 27	▲ 18	▲ 5	▲ 16		▲ 107	▲ 337
高度急性期 流入	▲ 21	▲ 44	▲ 20		▲ 12	▲ 76	▲ 39	▲ 16	▲ 18		▲ 15	▲ 263
急性期 回復期	▲ 264	▲ 35	▲ 72		94	▲ 158	▲ 70	44	▲ 34		▲ 322	▲ 817

流出超過

【保険】		南部	南西部	東部	北中部	川越北企	西部	利根	北部	長父	栗ヶ	合計
高度急性期	*	*	*	27	184	*	*	26	*	*	*	237
急性期	*	*	*	81	742	21	*	89	12	*	*	945
流入	*	*	*	104	729	23	*	93	12	*	*	961
① 回復期	*	*	*	105	458	20	*	88	13	*	*	684
合計	*	*	*	317	2,113	64	*	296	37	*	*	2,827
高度急性期	*	*	*	61	184	28	*	23	*	*	*	296
急性期	*	*	*	139	742	51	*	94	27	*	16	1,069
② 流出	*	*	*	118	729	61	*	82	20	*	12	1,022
回復期	*	*	*	93	458	84	*	59	14	*	708	35.3%
合計	*	*	*	411	2,113	224	*	258	61	*	28	3,095
高度急性期				▲ 34	▲ 28	3		▲ 5	▲ 15		▲ 59	▲ 124
① 回復期				▲ 14	▲ 32	11		▲ 8	▲ 12		▲ 61	▲ 24
② 保険期				12		29		▲ 1			▲ 28	▲ 268
合計				▲ 94	▲ 160	38		▲ 24				
流出超過												
【川越北企】		南部	南西部	東部	北中部	川越北企	西部	利根	北部	長父	栗ヶ	合計
高度急性期	*	51	*	25	28	351	58	15	32	12	*	572
急性期	*	118	*	42	51	1,263	119	16	71	21	11	1,712
① 回復期	*	116	*	43	61	1,697	148	15	82	17	20	2,199
保険期	45	121	30	105	84	1,059	89	40	53	*	153	1,809
合計	45	406	30	215	224	4,400	414	86	238	50	184	6,292
高度急性期	*	*	*	*	*	351	99	*	15	*	10	475
急性期	*	38	*	14	21	1,263	217	*	42	*	46	1,641
② 流出	*	50	*	16	23	1,697	158	*	37	*	28	2,009
回復期	*	90	*	27	20	1,059	145	13	35	*	*	1,419
合計	*	178	*	57	64	4,400	619	13	129	*	84	5,544
高度急性期	51		25	28	▲ 41	15	17	12	▲ 10		97	
① 急性期	80		28	30	▲ 98	16	29	21	▲ 35		77	
② 保険期	66		27	38	▲ 10	15	45	17	▲ 8		190	
合計	45	228	30	158	160	▲ 205	73	109	50	100	748	
流入超過												
【西部】		南部	南西部	東部	北中部	川越北企	西部	利根	北部	長父	栗ヶ	合計
高度急性期	*	17	*	*	*	99	322	*	12	11	13	474
急性期	*	42	*	13	*	217	1,315	10	18	18	60	1,693
① 回復期	*	84	*	18	*	158	1,642	*	11	14	123	2,050
保険期	17	154	10	39	*	145	1,373	*	*	*	555	2,293
合計	17	297	10	70	*	619	4,652	10	41	43	751	6,510
高度急性期	*	*	*	*	*	58	322	*	*	*	45	425
急性期	*	22	*	*	*	119	1,315	*	*	*	171	1,633
② 流出	*	34	*	*	*	148	1,642	*	*	*	156	1,980
回復期	*	38	*	*	*	89	1,373	*	*	*	128	1,628
合計	*	94	*	*	*	414	4,652	*	*	*	506	5,666
高度急性期	17					41			12	11	▲ 32	49
① 急性期	20					98			10	18	▲ 117	60
② 保険期	50					10			11	14	▲ 33	70
合計	17	116	10	39		56			10	41	43	245
高度急性期	*	244	219	296	86	10	3,019	154	*	261	4,289	29.6%
急性期	*	▲ 25	▲ 35	▲ 3	▲ 15		▲ 17			▲ 12	▲ 107	
① 回復期	*	▲ 41	▲ 30	5	▲ 10		▲ 40			▲ 95	▲ 227	
② 保険期	*	13	▲ 3	16	▲ 27		▲ 41			▲ 72	▲ 190	
合計	13	▲ 125	▲ 44	▲ 38	▲ 10		▲ 110			▲ 158	▲ 545	
流出超過												

【北緯】		南部	南西部	東部	さくらま	飛央	川越北企	西部	利根	北部	秩父	奥多	合計
高度急傾斜	*	*	*	*	*	*	*	15	*	17	184	*	216
流入 急傾斜	*	*	*	*	*	*	*	27	42	*	56	793	19
流入 回復期	*	*	*	*	*	*	*	16	20	37	*	56	777
① 保持期	13	*	12	18	14	35	*	25	538	*	12	667	
合計	13	*	12	34	61	129	*	154	2,292	34	12	2,741	流出率
高度急傾斜	*	*	*	*	*	*	*	32	12	*	184	*	71
流入 急傾斜	*	*	*	*	*	*	*	12	71	18	16	793	*
流出 回復期	*	*	*	*	*	*	*	12	82	11	15	777	*
② 保持期	*	*	*	*	*	*	*	13	53	*	13	538	*
合計	*	*	*	*	*	*	*	37	238	41	44	2,292	*
高度急傾斜	*	*	*	*	*	*	*	▲ 17	▲ 12	17	▲ 71	▲ 83	
① 急傾斜	*	*	*	*	*	*	*	15	▲ 29	▲ 18	40	19	▲ 193
一 回復期	16	*	8	▲ 45	▲ 11	41	15	16	▲ 224	▲ 200	▲ 44	▲ 6	▲ 200
② 保持期	13	*	12	18	1	▲ 18	12	12	▲ 44	▲ 41	34	▲ 532	▲ 455
合計	13	*	12	34	24	▲ 109	▲ 41	110	34	▲ 532	12	2,741	流出超過

【秩父】		南部	南西部	東部	さくらま	飛央	川越北企	西部	利根	北部	秩父	奥多	合計
高度急傾斜	0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	22	*	22
流入 急傾斜	0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	129	*	129
流入 回復期	0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	156	*	156
① 保持期	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*	185	*	185
合計	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	492	*	492
高度急傾斜	*	*	*	*	*	*	*	12	11	*	22	*	45
流入 急傾斜	*	*	*	*	*	*	*	21	18	*	19	129	*
流出 回復期	*	*	*	*	*	*	*	17	14	*	15	156	*
② 保持期	0	0	*	*	*	*	*	*	*	*	185	*	185
合計	*	*	*	*	*	*	*	50	43	*	34	492	*
高度急傾斜	*	*	*	*	*	*	*	▲ 12	▲ 11	17	▲ 17	▲ 23	
① 急傾斜	*	*	*	*	*	*	*	▲ 21	▲ 18	19	19	▲ 58	
一 回復期	15	*	14	14	14	15	15	15	15	15	0	0	0
② 保持期	合計	*	*	*	*	*	*	▲ 50	▲ 43	▲ 34	▲ 127		
													流出超過